令和８年９月２５日

報道関係者　各位

危機管理室　室長　立花　学

令和８年台風第２５号の被害に対する支援について

令和８年９月２１日から２２日にかけて関東地方に接近した「台風第２５号」により、床上・床下浸水をはじめ、多くの被害が発生しました。

本市では、被災者を支援する取り組みを下記のとおり実施することで、被災者の一日も早い生活再建に対応してまいります。

１．災害見舞金

住家、建物、設備に被害を受けられた個人又は事業者に対して、被害に応じて災害見舞金を支給します。

《床上浸水》【既存分】

支給対象		金額
住家・アパート	１世帯	３万円

※店舗や倉庫などは含みません

【拡大分】

対象	支給対象	金額	担当課
個人	・床上浸水の被害を受けた世帯 既存の見舞金に１世帯あたり右記の金額を加算 ・床上浸水以外の被害を受けた世帯 既存の見舞金の支給対象外であり、住家設備（車両、エアコンの室外機など）に損害を受けた世帯	２万円	地域共生課
事業者 (幼稚園・保育園)	・施設は床上浸水 ・設備（車両、エアコンの室外機など）は浸水により損害を受けた場合	５万円 甚大被害 ２０万円	幼保施設管理課
事業者 (その他)	・建物は床上浸水 ・設備（車両、エアコンの室外機など）は浸水により損害を受けた場合	５万円	商工課 (商工振興グループ)
農業者	・農作物、農業用施設または農業用機械に損害を受けた場合	５万円 甚大被害 ２０万円	農政課

２．特例利子補給金の支給【拡大分】

対象	内容	担当課
事業者	復旧や事業継続のために融資を受ける場合に加え、既に融資を受けている事業者が被災した場合に実質無利子となるよう利子補給金を支給（最大５年間）	商工課(経営支援グループ)

令和８年８月千葉豪雨において拡大した上記の支援内容を、今回の台風第２５号の被災者に対しても適用します。

また、上記支援の財源は既定予算で対応し、不足する場合は予備費を活用します。

【問い合わせ先】危機管理室　危機管理課
課長　山﨑　裕幸　電話047-712-8563